

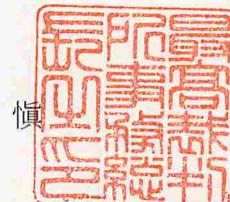
最高裁秘書第570号

令和3年3月1日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

令和2年11月25日付け（同月27日受付、第020696号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁判所が作成した、会計実地検査質問事項に対する回答（直近の年度に関するもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書には、国の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがある情報が記載されており、この文書は、全体として行政機関情報公開法第5条第6号イに定める不開示情報に相当することから、開示しないこととした。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）